

料金改定の柱となる基本方針

現在の料金収入総額を確保することを前提に、口径別料金体系に変更して試算すると、メーターのサイズが小さく1か月10m³以下の使用者は、料金値下げになります。一方で、メーターのサイズが大きい使用者は値上げになり、負担が増えてしまいます。すべての使用者の負担を軽減

することは収支見通しから難しいところです。そのため、料金改定に向けた基本方針をしっかりと定め、多くの方から理解される改定案を検討していきたいと考え、料金改定に向けた基本方針を次のようにまとめました。

料金改定に向けた基本方針

- 1 適正な給水原価を把握して、持続可能な運営を確保する料金水準
- 2 口径別の料金体系に変更して、超過料金が徐々に安くなる設定は改める
- 3 一般用は基本水量（10m³）を廃止し、口径別の基本料金に1m³ごとの超過料金を加算する方式を採用
- 4 メーターサイズ13mmと20mmの設置者が、値上がりしないように料金を設定（本市の水道加入件数のうち95%が13mmまたは20mmを設置している）
- 5 大きいサイズのメーターを設置している事業所などには、改定による値上がりが軽減されるサイズ変更の検討を促し、増額を緩和する措置を検討
- 6 リゾートマンションと一般家庭用を、同一料金体系にできるのか慎重に見極める

終わりに

今年の10月、和歌山県で河川に架かる鋼製の水管橋が崩落する事故が発生し、大規模な断水が長時間にわたり続いたために、市民生活に甚大な影響を与えている様子が報道されました。

地震や台風などの災害に伴う破損ではなく、平時に発生した事故に、私たち水道事業者は大きな衝撃を受けました。丈夫なはずの鋼製の水管橋が、簡単に折れ曲がり落下する映像は、私たちが抱えている鋼製施設の安全性に対する信頼が、絶対的なものではないことを思い知らされるものでした。魚野川などに鋼製の水管橋を

設置している本市にとっても他人事ではありません。市内の重要な水管橋などの施設の点検を、改めて実施する予定です。

これまで4回にわたり南魚沼市水道事業の現状と課題についてお知らせしてきました。これから迎える施設更新の時代に向けて、安心・安全な水道を確実にみなさんに届けられるよう、料金改定をはじめとする水道事業の課題に取り組み、市民目線の意識を高めながら将来につながるよう、今後も努めていきます。